

環境教育等による環境保全の取組の促進に係る体験の機会 の場の認定に関する事務処理要綱

平成24年10月1日制定
令和元年 7月1日改正
令和3年 1月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づく環境保全の意欲の増進に係る体験の機会（以下「体験の機会」という。）の認定事務について、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「省令」という。）で定める以外の必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の申請)

第2条 体験の機会（以下「機会」という。）の場として認定を受けようとする者が法20条第3項第1号から第3号までに定める事項並びに省令第9条第1項各号及び第2項各号に定める事項について記載した申請書を市長に提出するときは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 省令第9条第2項第1号に定める住民票の写し、同項第2号に定める法人の登記事項証明書及び同項第9号に定める土地又は建物の登記事項証明書は、直近の3か月以内に発行されたものに限るものとする。
- (2) 省令第9条第2項第3号に定める法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面は、様式第1によるものとする。
- (3) 省令第9条第2項第6号の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置について記載した書類については、次に掲げるものを提出すること。
 - ア 参加者及び実施者の安全確保のための対応マニュアル（天候急変時の対応、傷害保険等の加入、事故時の応急措置体制その他安全確保のための必要な事項の記載を含むものであること。）
 - イ 火災・震災等の避難訓練マニュアル
 - ウ 認定申請に係る建築物の消火器の設置及び非常照明施設等の消防法に基づく設備が把握できる書面
 - エ 体験の機会（以下「機会」という。）の場とその周辺との区分、危険箇所の表示や周囲の柵設置等による安全管理の実施を示した書面
 - オ 定期的な清掃、土地又は建物の付属設備に不具合が生じた場合の維持補修等についての計画を定めた書面

- カ 直近の過去3年間の固定資産税の納税証明書（該当する場合に限る）
キ 警備を委託している場合にあつては、警備会社との契約書の写し
- (4) 省令第9条第2項第7号の知識及び経験を有する者の確保の状況について、資格を持った者を確保している場合は、その資格の写しを提出すること。
 - (5) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）を遵守し、暴力団排除に協力する旨を記載した誓約書を様式第2により提出すること。
 - (6) その他市長が必要と認める書類を提出すること。

（現地確認）

第3条 市長は、前条の申請があつたときは、現地確認を行い、申請書類に記載された内容に問題がないことを確認するものとする。

（通知書）

- 第4条 法第20条第6項の規定による通知は、様式第3によるものとする。
- 2 法第20条第7項の規定による通知は、様式第4によるものとする。
 - 3 法第20条の6第2項の規定による通知は、様式第5によるものとする。

（認定の有効期間）

第5条 法第20条の2第1項に定める認定の有効期限は、5年間とする。ただし、体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間が5年間に満たない場合は、その期間とする。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱の規定により作成されている様式は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

様式第 1 (第 2 条関係)

年 月 日

豊橋市長 様

氏名

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則第 9 条第 2 項第 3 号に基づき下記のとおり説明します。

記

申請者 (※) は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 4 項各号に規定する欠格条項には該当していません。

備考

- 1 ※の「申請者」は、「私」、「当団体」、「当社」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第2（第2条関係）

誓約書

豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 上記1に違反したときには、本体験の機会の場合認定の解除その他市が行う一切の措置について異議を述べないこと。

年 月 日

豊橋市長 様

氏名

住所

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3（第4条関係）

体験の機会に関する認定通知書

年 月 日

申請者
（氏名又は名称・代表者）様

豊橋市長 ⑩

年 月 日付けで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により申請のあった体験の機会については、下記のとおり認定します。

記

- 1 体験の機会の名の名称
- 2 体験の機会の名の所在地
- 3 認定期間
年 月 日から 年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4（第4条関係）

体験の機会の場に関する認定要件不適合通知書

年 月 日

申請者

（氏名又は名称・代表者）様

豊橋市長

⑨

年 月 日付けで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により申請のあった体験の機会の場の認定については、同条第7項の規定により、下記とおり認定要件に適合しないことを通知します。

記

- 1 体験の機会の場の名称
- 2 体験の機会の場の所在地
- 3 認定要件に不適合と認める理由

異議申立て等

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、豊橋市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。）、提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送付を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5（第4条関係）

体験の機会に関する認定取消通知書

豊橋市達第 号

年 月 日付で認定した体験の機会については、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の6第2項の規定により、下記のとおり認定を取り消したことを通知します。

記

- 1 体験の機会の名
- 2 体験の機会
- 3 認定を取り消す理由

年 月 日

豊橋市長

Ⓜ

異議申立て等

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、豊橋市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。）、提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送付を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。